

■市民の方向けの情報



給付金	特別定額給付金(3ページをご確認ください)	川越市コールセンター ☎0120-603880	
	マイナンバーカードの電子証明書	マイナンバーコールセンター ☎224-6178	
	子育て世帯への臨時特別給付金(3ページをご確認ください)	こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786	
	川越市子育て応援支援金(3ページをご確認ください)	こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218 教育財務課 ☎224-6083 ☎224-5086	
	住居確保給付金(家賃の補助)	川越市自立相談支援センター ☎227-9283 (6月8日(月)から ☎293-9413)	
借りる	緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付	川越市社会福祉協議会 ☎225-5703	
税金などの支払いに困っている	市税の猶予(9ページをご確認ください)	収税課 ☎224-5691 ☎226-2538	
	国税(所得税、法人税など)の猶予	国税局猶予相談センター(関東信越国税局) ☎0120-948249	
	県税(個人事業税、自動車税など)の猶予	県税=川越県税事務所 ☎242-1801 自動車税=自動車税事務所 ☎050-3786-1222	
	水道料金の基本使用料の免除(14ページをご確認ください)	給水サービス課 ☎223-3071 ☎223-0208	
	水道料金・下水道使用料の減免	川越市上下水道料金センター ☎249-1911 ☎248-2031	
	農業集落排水施設使用料の支払いの猶予	農政課 ☎224-5939 ☎224-8712	
	国民年金保険料の免除(8ページもご確認ください)	川越年金事務所 ☎242-2657	
	育英資金貸付金の返済猶予	教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086	
	保育所等(認可のみ)の保育料減免(4月~5月の利用者負担額(保育料)を登園自粛の日数に応じて減免)	保育課 ☎224-5827 ☎223-8786	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の猶予	こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218	
	児童手当、特別児童扶養手当の認定請求等について、新型コロナウイルス感染症を理由に申請が遅れてしまう場合の猶予	こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786	
	川越市ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金(4月~5月の預かりにかかる利用分)	こども育成課 ☎224-5724 ☎224-6705	
	相談したい	下記の症状がある方の相談 ●息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ●高齢者や妊婦、基礎疾患等がある方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合 ●上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 *4日以上続く場合は必ずご相談ください。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。	川越市帰国者・接触者相談センター ☎227-5107 ☎227-5108 午前8時30分~午後5時15分(祝・休日を除く、月~金曜日のみ) 上記受付時間外 埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター ☎0570-783-770 24時間(土・日曜日、祝・休日可)
		こころの相談窓口(6ページをご確認ください)	保健予防課 ☎227-5102 ☎224-5108
人権問題に関する相談		みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090911	
住居の確保が困難となった方への県営住宅の提供		県住宅課 ☎048-830-5564	

川越市中小企業者事業継続緊急支援金

中小企業者事業継続緊急支援金担当
(産業振興課) ☎225-5877

新型コロナウイルス感染症の影響により、2月から5月のいずれか1か月の売上高が、前年同月と比較して15%以上50%未満の割合で減少している市内に事業所のある中小企業者を支援しています。支援金は10万円(1中小企業者当たり1回まで)。申請方法等詳しくは、市ホームページ(右の2次元バーコードからアクセス可)を

確認するか、同担当にお尋ねください。なお、国の持続化給付金の対象者は申請できません。

申請期限…6月30日(当) (当日消印有効)まで
問い合わせ…同担当 ☎225-5877 (午前9時~午後5時。土・日曜日可)



新型コロナウイルス感染症に 関する支援策・相談

5月18日現在の情報で取りまとめています。
5月発行の広報川越もご確認ください。

事業者向けの情報



中小企業・個人事業主向けの支援制度	川越市中小企業者事業継続緊急支援金(2ページをご確認ください)	中小企業者事業継続緊急支援金担当 (産業振興課) ☎225-5877
	持続化給付金	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	雇用調整助成金	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター☎0120-60-3999
	埼玉県中小企業・個人事業主支援金	県中小企業等支援相談窓口
	埼玉県業種別組合応援金	☎0570-000-678
	川越市小規模企業者セーフティ融資(新型コロナウイルス特例)	産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712
	新型コロナウイルス感染症対応資金・経営安定資金・経営あんしん資金	県金融課 ☎048-830-3801
	福祉医療機構における融資制度(福祉サービス事業者向け)	独立行政法人 福祉医療機構東京本部 ☎03-3438-9298
相談窓口	特別労働相談窓口	埼玉県労働局相談窓口 ☎048-600-6262
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター☎0120-60-3999	
農林漁業者・食品関連事業者への支援	関東農政局企画調整室 ☎048-740-0311	

「特別定額給付金」の郵送申請について

特別定額給付金室 ☎224-6240

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)を受け、感染拡大防止に留意しつつ、家計への支援を実施します。

世帯主宛に郵送で申請書が届きますので、ご確認の上、申請をお願いします。



■受給対象者(給付金の対象となる方)

令和2年4月27日(基準日)現在、川越市の住民基本台帳に記録されている方

■受給権者(給付金を申請できる方)

受給対象者の属する世帯主

■一人あたりの給付額

受給対象者1人につき10万円

例…世帯主、妻、子ども1人の場合
10万円×3人=30万円

■申請期間

5月28日(休)から8月28日(金)まで(当日消印有効)

■申請方法

受給権者は、申請書に必要事項を記入し、「申請者本人確認書類」と「振込先口座確認書類」の写しを添えて、**返送用封筒で郵送**してください。

*詳細は、申請書に同封されている記入例等をご確認ください。

■その他

●給付は1回のみです。感染症拡大防止の観点から、郵

送またはオンラインの申請となります。

●世帯主でマイナンバーカードを所持する方は、マイナポータルからオンラインによる申請も可能です。

●配偶者からの暴力を理由に川越市に避難している方で、事情により基準日以前に川越市に住民票を移すことができない方は、一定の要件を満たしている場合に申し出をすることで、川越市で給付金の申請を行うことができます。要件や申し出方法等詳しくは、男女共同参画課 ☎224-5723にお尋ねください。

また、配偶者以外の親族からの暴力等を理由に避難している方は、特別定額給付金室までお尋ねください。

■問い合わせ

●川越市コールセンター☎0120-603880(午前8時30分~午後6時。土・日曜日、祝日を除く)

●総務省コールセンター☎0120-260020(午前9時~午後8時。土・日曜日、祝日も可)

*最新情報等は市ホームページや総務省ホームページをご確認ください。

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給している世帯に対して、対象児童1人につき1万円を支給します。申請は不要です。公務員の方は申請が必要となります。詳しくはこども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786にお問い合わせください。

川越市子育て応援支援金

児童扶養手当または就学援助を受給している方に対象児童、生徒1人につき1万円を支給します。申請は不要です。詳しくは、児童扶養手当についてはこども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218、就学援助については教育財務課 ☎224-6083 ☎224-5086にお問い合わせください。

*子育て世帯への臨時特別給付金と川越市子育て応援支援金については、対象者に送付した案内をご確認ください。